

報道機関に依頼する事項に○をつけてください

①実施する事業の紹介

②催事等の参加者募集

③催事等の当日取材

報道取材情報（沼津市）

令和2年7月20日（月）発表

| | |
|------|-----------------------------|
| 名称等 | 沼津駅の南北で商店街の歩道を「テラス化」 |
| 実施日時 | 令和2年7月下旬 から 11月末 まで |
| 場所 | 沼津あげつち商店街沿道 及び 沼津リコー通り商店街沿道 |
| 担当 | 都市計画部 まちづくり政策課 |
| | 直通 055-934-4886 内線 2579 |

1 事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、国土交通省が道路占用の許可基準を緩和したことから、商店エリアなどで飲食店が3密を回避しながら営業する、暫定的な歩道の「テラス化」の取り組みが可能となりました。

沼津市の中心市街地においても、県、市、警察と商店街との連携により、沼津駅の南北で商店街歩道にイスやテーブルを置く「テラス化」の取り組みが、7月下旬からスタートします。実施期限は、緊急措置が終了する11月末までの予定です。

① 沼津あげつち商店街（振）

令和2年7月下旬 ～ 11月末 ※実施日時は商店街に要確認
県道沼津港線 西側歩道 約100mを使用

② 沼津リコー通り商店街（振）

令和2年7月下旬 ～ 11月末 ※実施日時は商店街に要確認
県道沼津停車場東沢田線 東側・西側歩道 計 約320mを使用

2 経緯・経過

- ・5月末、市は公共空間活用と3密を避けた「新しい生活様式」に対応した社会実験として、新仲見世、上土周辺の店舗の店先にイスやテーブルなどを置く取り組みを支援。
- ・6月5日、国土交通省は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援する緊急措置として、沿道飲食店等の路上利用について許可基準緩和を発表。6月17日には、静岡県も同様の取り扱いとすると発表。
- ・これを受け、沼津市の中心市街地の商店街では、緊急措置を利用した歩道のテラス化を自主的に計画し、市に協力を要請した。市と商店街とで共に県と協議するほか、市が一括して道路管理者や警察への許可申請を行う支援。

3 影響・効果

- ・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等が、店内の3密を回避し、「新しい生活様式」に対応していく一助となる。
- ・公民連携により道路等の公共空間を活用することで、まちなかに居心地のよい空間を創出し、エリア価値の向上につなげる取り組みの一環となる。

4 特徴

- ・道路占有許可の基準緩和の緊急措置を利用して県道歩道をテラス化する例としては、県東部では初。
- ・これまでの公民連携による公共空間活用の取り組みの積み重ねにより、商店街の発意に対し、行政が迅速に連携し、実施に至った。